

令和6年人事院及び福島県人事委員会勧告に基づく給与改定の概要

1 本年の（国）人事院 及び 福島県人事委員会勧告

8/8 人事院勧告 月例給引上げ。一般職の期末・勤勉手当を計0.10月分引上げ。(年間4.50月→4.60月)

10/2 県人事委員会勧告 月例給引上げ。一般職の期末・勤勉手当を計0.15月分引上げ。(年間4.45月→4.60月)

2 一般職に係る給与改定

(1) 給料表（月例給）（2024（令和6）年4月1日から適用）

若年層に特に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引上げ改定。 ※他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定。

(例：大卒初任給1級29号給 207,100円→230,300円(23,200円の増))

(2) 期末・勤勉手当（2024（令和6）年12月期から適用）

下表のとおり、支給月数を改定する。(一般職、会計年度任用職員：年+0.15月分、定年前再任用短時間勤務職員：年+0.05月分)

※このほか、月額報酬の会計年度任用職員の期末・勤勉手当の基礎額算定方法を福島県に合わせ変更する。

職員の区分	手当	6月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数		年間の 引上げ月数
		R 6	R 7～	R 6	R 7～	R 6	R 7～	
一般職員 会計年度任用職員	期末	1.225	1.225→1.250	1.225→1.275	1.275→1.250	4.45→4.60	4.60	+0.15月
	勤勉	1.000	1.000→1.050	1.000→1.100	1.100→1.050			
特定幹部職員 (部次長級以上)	期末	1.025	1.025→1.050	1.025→1.075	1.075→1.050	4.45→4.60	4.60	+0.15月
	勤勉	1.200	1.200→1.250	1.200→1.300	1.300→1.250			
定年前再任用短時間 勤務職員	期末	0.6875	0.6875→0.700	0.6875→0.7125	0.7125→0.700	2.35→2.40	2.40	+0.05月
	勤勉	0.4875	0.4875→0.500	0.4875→0.5125	0.5125→0.500			

※ 特定任期付職員については、令和6年度の支給月数を現行の1.675月から1.775月(+0.1月)に改定する。

(3) その他

寒冷地手当の支給月額を11.3%引き上げる。(2024(令和6)年4月1日から適用)

(例) 世帯主(扶養親族あり)の場合 17,800円 → 19,800円(+2,000円)

3 議員及び市長等特別職に係る給与改定

下表のとおり、福島県の特別職等に準拠し、期末手当の支給月数を改定する。

職員の区分	手当	6 月期支給月数		12 月期支給月数		年間支給月数		年間の 引上げ月数
		R 6	R 7～	R 6	R 7～	R 6	R 7～	
議員及び特別職	期末	1.675	1.675→1.725	1.675→1.775	1.775→1.725	3.35→3.45	3.45	+0.10月

4 改定に伴う補正額（上下水道局所管分を除く）

9 億 6,552 万 2 千円 （上下水道局所管分を含む補正額は、10 億 859 万 9 千円）

5 提出議案

- ・ 議案第 219 号 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 220 号 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 221 号 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 224 号 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 225 号 郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 関連補正予算案

(参考) 給与改定による市長等特別職・議員影響額及び職員モデル給与例

令和6年12月定例会
議案調査資料(12/16)
総務部

■市長等・議員

(単位:円)

	改定前				改定後				年間総額の差
	報酬月額	期末手当年額	年間支給月数	年間総額	報酬月額	期末手当年額	年間支給月数	年間総額	
市長	1,057,000	4,249,140	3.35	16,933,140	1,057,000	4,375,980	3.45	17,059,980	126,840
副市長	888,000	3,569,760	3.35	14,225,760	888,000	3,676,320	3.45	14,332,320	106,560
教育長	760,000	3,055,200	3.35	12,175,200	760,000	3,146,400	3.45	12,266,400	91,200
上下水道事業管理者	760,000	3,055,200	3.35	12,175,200	760,000	3,146,400	3.45	12,266,400	91,200
常勤の監査委員	665,000	2,673,300	3.35	10,653,300	665,000	2,753,100	3.45	10,733,100	79,800
議長	685,000	2,753,700	3.35	10,973,700	685,000	2,835,900	3.45	11,055,900	82,200
副議長	638,000	2,564,760	3.35	10,220,760	638,000	2,641,320	3.45	10,297,320	76,560
議員	600,000	2,412,000	3.35	9,612,000	600,000	2,484,000	3.45	9,684,000	72,000

※期末手当 = (月額 + (役職加算: 月額×0.2)) ×支給率(支給月数)

■職員モデル給与例(一般行政職)

(単位:円)

基本情報			改定前				改定後				年額給与との差
職務段階	職務の級	年齢	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	
部長	行政職8級	58歳	555,900	2,453,196	4.45	9,123,996	561,200	2,565,144	4.60	9,299,544	175,548
課長	行政職6級	55歳	483,300	2,141,162	4.45	7,940,762	487,700	2,236,612	4.60	8,089,012	148,250
係長	行政職4級	45歳	379,700	1,774,148	4.45	6,330,548	383,900	1,854,236	4.60	6,461,036	130,488
主査	行政職3級	33歳	287,400	1,342,876	4.45	4,791,676	299,000	1,444,170	4.60	5,032,170	240,494
主事	行政職1級	22歳 大卒初任給(1級29号)	207,100	599,036	4.45	3,084,236	230,300	700,687	4.60	3,464,287	380,051
主事	行政職1級	18歳 高卒初任給(1級9号)	174,400	504,452	4.45	2,597,252	198,000	602,415	4.60	2,978,415	381,163

主事(22歳)、主事(18歳)の期末勤勉手当年額については、新規採用職員として在職期間に応じた支給率(6月期は100分の30)で算出

基本情報			改定前				改定後				年額給与との差
職員区分	職務の級	年齢	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	
フルタイム再任用	行政職3級	63歳	262,000	646,484	2.35	3,790,484	265,900	670,068	2.40	3,860,868	70,384
短時間再任用	行政職3級	61歳	209,600	517,188	2.35	3,032,388	212,720	536,054	2.40	3,088,694	56,306
フルタイム 会計年度任用職員	行政職1級	21歳 保育士(1級13号)	188,700	839,714	4.45	3,104,114	213,800	983,480	4.60	3,549,080	444,966
パートタイム 会計年度任用職員	行政職1級	22歳 事務職(1級9号)	130,518	580,804	4.45	2,147,020	148,180	681,628	4.60	2,459,788	312,768

職員モデル給与例の月額給与及び年額給与には、給料、管理職手当を基礎に算出
職務段階及び職務の給に該当する職員のうち、平均に近い職員をモデルに採用